

商工神奈川

2021

10

中央会トピックス

売れる商品をカタチにする
中央会 商品開発・ブラッシュアッププロジェクト



No.766

この取り組み内容は6~7ページに掲載しています👉

Contents

〈巻頭〉インボイス制度の概要とポイント	2
〈特集〉「新しい総会制度導入ガイド」発行のお知らせ	4
中央会トピックス	6
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つむ}ぐ」

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

インボイス制度の概要とポイント

税理士法人コスモ・アソシエイツ
税理士 成田 智史

【1】インボイス制度の概要

(1) インボイス制度の位置づけ

令和5年10月1日より消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)が導入されます。消費税の納税額は、預かった消費税額から支払った消費税額を控除して計算します。この支払った消費税額の控除のことを「仕入税額控除」と言います。今回のインボイス制度は、この「仕入税額控除」の新たな制度です。インボイス制度が導入されると、原則として、適格請求書等(以下、インボイス)を保存しないと仕入税額控除をすることが出来ません(簡易課税制度を適用する場合を除く)。つまり、買い手はインボイスの交付を受けて保存する義務が生じます。反対に、売り手はインボイスを交付して控除を保存する義務が生じます。

(2) インボイス発行事業者の登録申請

インボイスを発行するためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出しなければなりません。令和5年10月1日のインボイス制度開始と同時にインボイスを発行するためには、この登録申請を令和3年10月1日から令和5年3月31日(困難な事情がある場合には令和5年9月30日)までに行う必要があります。

(3) インボイスの記載事項

インボイスには、現行の請求書等(区分記載請求書等)の記載事項に加えて、「適格請求書等発行事業者の登録番号」と「税率ごとの消費税額」を記載する必要があります。

「税率ごとの消費税額」とは、現行の区分記載請求書等保存方式では税込価格のみの表示でも可能だったものが、消費税額を税率ごとに抜き出して記載しなければならないということです。

【2】免税事業者について

(1) 今後の対応

自身が免税事業者の場合は、課税事業者を選択しない限りインボイスを発行することが出来ません。顧客が主に最終消費者である場合は大きな問題ではありませんが、顧客が消費税を納めている事業者である場合には、取引から除外されたり、インボイス発行事業者の登録を要請される可能性があります。反対に、課税事業者は仕入先等がインボイス発行事業者であるかどうかを確認し、対応を検討する必要があります。

(2) 経過措置

インボイス制度導入後6年間は、経過措置があり、免税事業者からの仕入についても一部の仕入税額控除が認められています。

- ①令和5年10月1日～令和8年9月30日・・・仕入税額控除相当額の80%
- ②令和8年10月1日～令和11年9月30日・・・仕入税額控除相当額の50%

【3】簡易課税制度

(1) 簡易課税制度の概要

簡易課税制度とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が届出をすることにより適用される仕入税額控除制度です。簡易課税制度では、預り消費税額にみなし仕入率(事業区分に応じ40～90%)を乗じて控除税額を計算します。例えば、不動産賃貸業は、事業区分が第6種ですので、みなし仕入れ率は40%になり、預り消費税額の60%を税務署に納めるイメージです。計算が容易で、業種によっては納税額を低く抑えられるため、メリットが大きいのですが、多額の支出(不動産賃貸業であれば大規模修繕や建物購入等)があった場合には、その支出を仕入税額控除することが出来ないため、届出に際しては、慎重な判断が必要になります。

(2) インボイス制度導入後の簡易課税制度の適用

①簡易課税制度を適用している事業者

上記の通り、簡易課税制度を適用している事業者は、みなし仕入率により控除税額を計算するので、仕入等を行った際、相手側が免税事業者等のインボイスを発行できない者であっても、引き続き仕入税額控除が可能です。(ただし、簡易課税制度を適用している事業者であっても売り手の立場としてはインボイスの交付と保存は必要です。)

②免税事業者の対応

インボイスを発行するために課税事業者を選択する事業者は、原則課税制度と簡易課税制度の納税額のシミュレーションを行い、また、事務処理の煩雑さを考慮した上で、届出を出すかどうかを決定する必要があります。

また、売上先が簡易課税制度を適用している場合はインボイスの交付を要求されない可能性もありますので、相手の売上規模等を考えて今後の対応を検討する必要があります。

【4】協同組合としてのインボイス制度への対応

協同組合が課税事業者である場合には、①インボイス発行事業者の登録、②インボイスの交付・控えの保存、③インボイスの受領・保存が必要になります。③については、協同組合が簡易課税制度を適用していない限り、インボイスのチェックと免税事業者である仕入先等への対応を決めることが必要です。これは、通常の法人と同じ流れです。以下、協同組合で対応が必要と想定される具体例を3つ紹介します。

(1) 協同組合(免税事業者)が共同購買事業を行っている場合

免税事業者である協同組合が共同購買を行っている場合、外部から仕入れた商品を組合員に販売する際に、インボイスの発行が出来ないので、組合員が仕入税額控除出来ないという問題が生じます。

(2) 協同組合(課税事業者)が共同受注事業を行っている場合

共同受注事業の下請業者である組合員が免税事業者だった場合、元請業者である協同組合は、組合員に対する外注費を仕入税額控除出来ないという問題が生じます。

(3) 協同組合が受託販売をしている場合

協同組合が受託者となり、組合員から委託された商品の販売を行っている場合、受託品を販売したときに協同組合名義でインボイスを発行するには、①組合員と協同組合が共にインボイス発行事業者であり、かつ、②組合員が協同組合に対し自らがインボイス発行事業者であることを通知している。という2要件を満たす必要があります。多数の組合員から多品目の商品を委託されている場合には、全ての組合員がインボイス発行事業者でない限り協同組合名義でのインボイス発行は困難となります。そのため、請求書等の発行者の名義を協同組合とするのか、組合員とするのか、及び、インボイスの発行が可能かどうかを検討する必要があります。

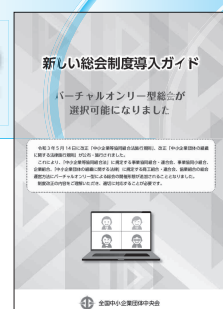
事前告知

中央会「今から備える！インボイス制度対策セミナー」令和3年12月2日(木) 開催予定

※詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

「新しい総会制度導入ガイド」発行のお知らせ

ガイドに掲載されている制度概要の一部をご紹介します



令和3年5月14日に改正「中小企業等協同組合法施行規則」、改正「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」が公布・施行されました。これにより、「中小企業等協同組合法」に規定する事業協同組合・連合会、事業協同小組合、企業組合、「中小企業団体の組織に関する法律」に規定する商工組合・連合会、協業組合の総会運営方法にバーチャルオンリー型による総会の開催形態が追加されることとなりました。

1. 今回の制度改正の背景

今回の制度改正は、「新型コロナウイルス感染症対策」と「デジタル化」の2つの側面から行われました。新型コロナウイルス感染症が発生し、その感染リスクを低減させるため、事業協同組合等の運営においてバーチャル出席による総会の開催ニーズが高まりました。従来から総会の開催場所を設けたうえで、そこに存しない出席方法（ハイブリッド型）も可能とされていましたが、「新型コロナウイルス感染症対策」と「比較的に利用しやすいWeb 会議システムの出現」が相まって一気に浸透することになりました。

今般の省令改正による新たな総会開催形態の追加により、組合員の参画機会の増大や対話・議論の活性化など、組合の民主的運営の向上に効果を見出す組合も多く見られます。

さらに、中小企業に先駆けてバーチャルオンリー型総会が実施可能となる^{※1}ことから、中小企業への「デジタル化」推進への寄与についても期待されています。

※1 株式会社は、会社法において株主総会の「場所」を招集通知記載事項として規定しているため、バーチャルオンリー型株主総会を開催することができない（令和3年6月9日成立の改正産業競争力強化法による特例の場合を除く）。

（組合総会の開催形態別の比較）

	リアル型	ハイブリッド型	バーチャルオンリー型
概 要	物理的な「場所」において会議体としての総会を開催する形態	物理的な「場所」において会議体としての総会を開催しつつ、議場外からの電子的なアクセス（バーチャル出席 ^{※2} ）による意思表示の表明を認める開催形態	物理的な「場所」を伴う会議体を設けることなく、電子的なアクセス（バーチャル出席 ^{※2} ）でのみ意思表示の表明を行う開催形態
法 令	○	○	○（一部除く） ^{※3}
省 令	○	○	×（改正前） →改正により実施可
イメージ	リアル出席 （バーチャル出席なし） 	リアル出席＆バーチャル出席 	バーチャル出席のみ 

※2 バーチャル組合総会には、議決権や選挙権の行使が可能で法律上の「本人出席」と扱われる「出席型」と、審議等の確認・傍聴をするだけで定足数に含められない「参加型」（所定の会議システムによらない配信、オブザーバーや来賓等の参加方法など）があるが、本ガイドでは、実務指針と同様に、「出席型」を標準モデルとして考える。

なお、実務指針では「参加型」による開催も否定されないとするが、必ず「出席型」など法律上の出席方法で定足数を満たしたうえで併用としなければならない。議案によって書面による権利行使と併用する場合、総会議事録には「参加型」自体は記載せず、書面による権利行使のみ記載することとなる。

(バーチャル組合総会における「出席型」「参加型」の違い)

	法律上の出席の扱い	議決権の行使 選挙権の行使	総会議事録記載事項 としての出席方法の記載
出席型	法律上、「本人出席」である	行使できる	記載する必要がある
参加型	法律上、「本人出席」ではない	行使できない	記載する必要はない

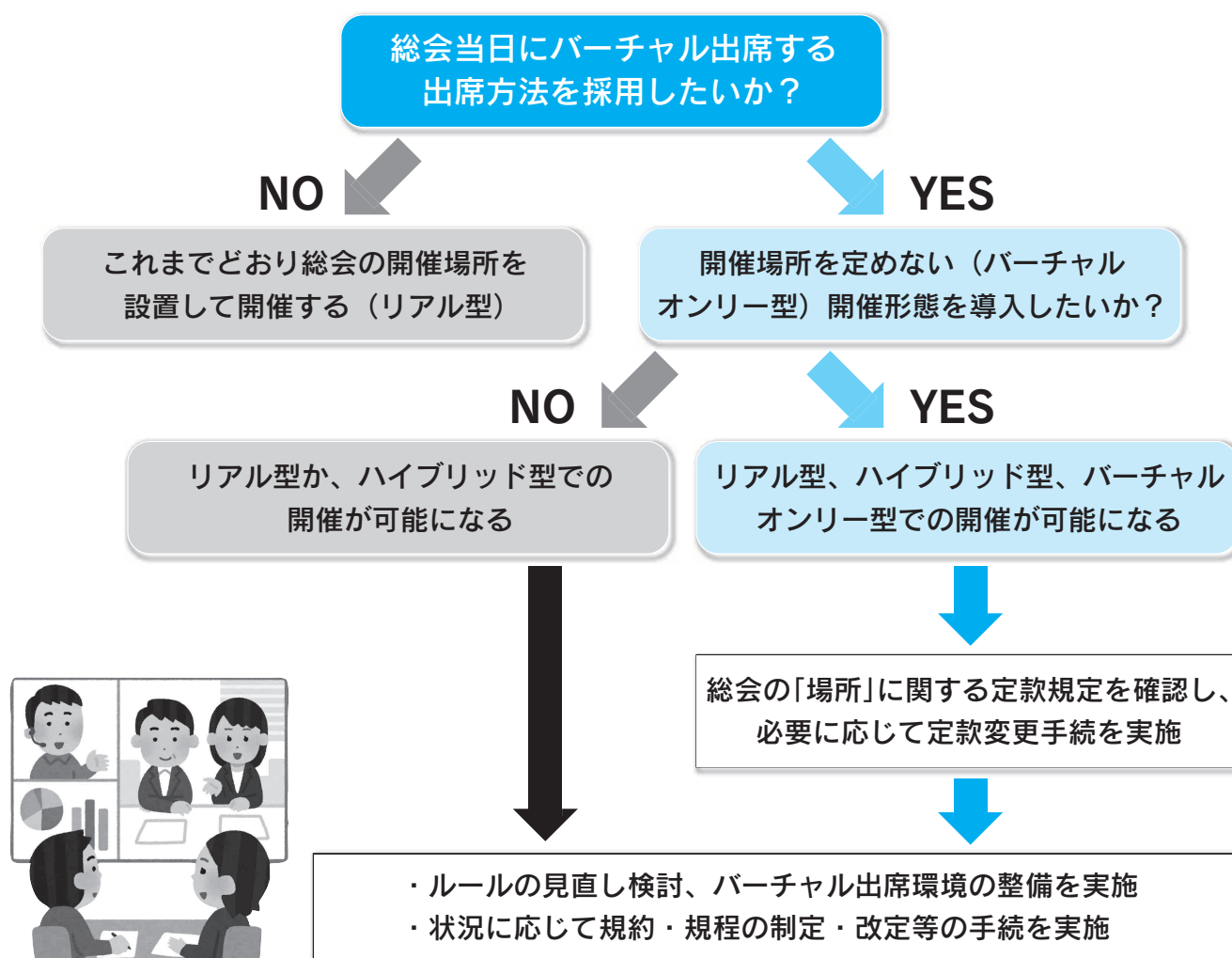
※3 法律上、「創立総会」及び「任期中に辞任した監事又は会計監査人がいる場合、辞任後最初に招集される総会」は、必ず「場所」を定めることが求められる。

2. 組合における制度改正への対応について

組合の総会は、組合員全員で構成し、組合員の意思表示により組合の意思を決定する最高意思決定機関です。また、総会は、法令及び定款、規約に反しない限り、組合に関する一切を決定することができ、その決定内容は組合員及び役員を拘束します。そのため、組合員の意思が適正、かつ十分に反映された組合運営を行うことができるように対応しなければなりません。

ただし、今般の制度改正は従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしもすべての組合が対応しなければならないものではありません。まず、組合においてどうしたいかを検討することが肝要です。組合の意向の内容によって、ルールの見直し議論、諸規定(定款、規約、規程等)の制定・改定の必要性、各種環境整備の必要性が求められますので、次のフロー図で、組合の意向と対応内容を確認し、今後の検討の一助としてください。

制度改正に対応する内容の確認フロー図



本ガイドの詳細は下記ホームページURLからご確認いただけますので、ご興味のある方はご覧ください。

URL : <https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/virtualsoukai-guide.html>

また、本会では本ガイドを無料配布しておりますので、お気軽に担当者までご連絡ください。

※冊数には限りがございます

「かながわブランド」新商品がついに誕生！

～中央会 商品開発・ブラッシュアッププロジェクト～

売れる商品をカタチにする
お手伝いをします！

令和3年8月19日～8月31日の期間中、日本全国の厳選された食品を取り扱う食品雑貨店「日本のご馳走えん」(東京都駅新丸ビルB1)にて、本会の商品開発・ブラッシュアッププロジェクトに参加した県内の中小企業者3社の「かながわブランド」新商品が展示販売されました。

本会では、神奈川県内の食品事業者を対象に、商品開発支援を行うため、同プロジェクトを立ち上げました。市場に日々、様々な新商品が流通する中で、中小企業者が開発した商品がバイヤーや消費者の目に留まることなく、埋もれてしまうことが少なくありません。この課題を解決するべく、企業が様々な商品開発にかかる支援を受け、付加価値を見出し、ブラッシュアップを図ることで、市場に通用する「かながわブランド」商品を開発し、販路拡大や売上向上に繋げるのがこのプロジェクトの目的です。

令和2年11月からプロジェクトが本格始動し、参加企業の公募を行った後、第一目標である「日本のご馳走えん」への新商品販売に向けて、本会と商品開発の専門家による個別企業のヒアリングを重ねました。ヒアリングでは、「パッケージのリニューアルで悩ん

でいる」、「差別化するための自社の強みがよくわからない」、「消費者の動向を詳しく知りたい」等、企業が抱える様々な課題を抽出し、一つ一つ課題をクリアにしていきました。

また、プロジェクト内で統一の「かながわブランド」のロゴマークを作成・共有し、ブランドの確立とPR力の強化を図りました。



◀ブランドロゴマークとキャッチコピー

メインキャッチコピーは「イロドリカナガワ」。神奈川県からたくさんの人へ「いいもの」を贈る、をコンセプトに、山・都市・海をギフト感溢れるリボンで大きく囲んだロゴマークです。

今回のプロジェクト参加企業と開発商品は下記のとおりです。

合同会社わざあり

相模原市南区南台5-1-1

川崎生まれの野菜「香辛子」×カプシノイド×発酵食品の新感覚調味料

商品概要

川崎市で新しく誕生した野菜「香辛子(こうがらし)」”。辛さが控えめながら唐辛子並みの燃焼作用を持つ香辛子と日本の食文化ともいえる発酵を掛け合わせた新感覚の燃焼系薬味です。燃焼作用はもちろんのこと、鼻を突き抜けるフルーティーな香りと、ピリリとした辛さが癖になります。和食や洋食何にでも合います。ピザやパスタにタバスコ代わりに付けて食べるのもオススメです。



株式会社菱和園

神奈川県高座郡寒川町倉見1134

レインフォレストアライアンス認証、有機 JAS 認定のお茶

商品概要

RA (レインフォレスト) 認証と有機認証のダブル認証を持つ新商品の日本茶(リーフ)です。鹿児島県の奥霧島山麓にて、RA 認証を受けて農薬や化学肥料を使用せず美味しいお茶の生産を確立した農園の茶葉を使用し、自社工場で職人が丁寧に火入れました。安心安全でおいしいお茶を多くの方にお届けしたいと考え、手取りやすいパッケージへとリニューアルしました。甘く芳ばしい香りと上品な味をお楽しみいただけます。



株式会社 AGRU

神奈川県大和市上和田1200

農薬、化学肥料不使用栽培ハーブのオリジナルブレンドティー

商品概要

ハーブには気分を落ち着かせたり、高揚させたり、免疫力を高めたり、組み合わせ次第で様々な効果を楽しむことができます。今回は、「落ち込んだとき」、「イラっとしたとき」、「体調を崩せないとき」にお飲みいただけるよう、3種類のオリジナルフレーバーを開発しました。ハーブ農家が作った、国産で農薬未使用のこだわりの有機ハーブティーです。





プロジェクト参加企業の声

合同会社わざあり 代表 石井正一氏

HP : <https://wazaari.co.jp/>

事業者紹介

今年で設立5年目を迎える当社は、相模原産のにんにくを活用したオリーブオイルの「我力(がりき)」シリーズが主力商品の調味料製造会社です。素材が本来もつ特性を損なうことなく健康に良くておいしい、料理への使いやすさにこだわった商品を製造しており、日頃食卓に並ぶ料理に合わせたレシピも提案しています。



Q. プロジェクトに参加した経緯を教えてください

昨年2月に開催された合同食品展示会を通じて中央会との繋がりができ、川崎市主催の食品マッチング会で初めてその存在を知った香辛子を活用して何か新商品を開発できないかと考えていたところ、このプロジェクトのお誘いを受けました。香辛子を原材料とした商品はほとんど世に出回っておらず、自分自身、「今までにない商品を開発し、世に出していきたい」という想いを常に持っているため、具体的に開発したい商品のイメージは無い状態でしたが、プロジェクトに参加することを決めました。

Q. 本会と商品開発の専門家による支援には満足されていますか

支援内容には大変満足しています。当初、香辛子に塩分を含めた柚子胡椒のような商品を開発しようと考えていましたが、試作段階で、「しょっぱすぎる」、「旨味がない」とアドバイスいただきました。そこで、塩分量を調整し、麹で発酵させることで、香辛子が持つ鮮やかな色味とフルーティーな香りを損なわず、調味料として使用できる「生香辛子」を開発することができました。この塩分量を調整するのはとても難しく、多すぎると商品がしょっぱくなり、少なすぎると腐ってしまうので、ちょうど良い塩分量を見極めるまで、1%刻みで試作開発と試食を繰り返していました。この作業をはじめ、商品名やパッケージを決める際も中央会と専門家さんに自社まで何度も足を運んでいただき、寄り添った商品開発支援を受けることができました。

Q. プロジェクトに参加されて他に良かったことはありますか

プロジェクト参加中に、偶然、既存商品のオリーブオイルを製造する上で発生する細かく刻んだんにんにくを、そのまま商品化してはどうかと提案を受けたことをきっかけに、新商品「刻みにんにく」が誕生しました。この商品の反響も非常に良く、まさかプロジェクト内で新商品が2つも誕生するとは思いませんでした。他にも商品のPR方法を専門家から教えてもらうことができ、全く自分の知らなかった食品知識を身に付けることができました。第三者視点でアドバイスやアイデアをいただけるのは、とても貴重な機会であると再認識し、このプロジェクトに参加して本当に良かったと感じています。



「刻みにんにく」はお肉やパスタ、トースト等、どんな料理ともマッチします。特殊製法により、様々な健康・美容効果のあるアホエンをたっぷり含んでいます。

Q. プロジェクトを終えての感想は

都内で集客力も注目度も高い「日本のご馳走えん」に自社商品が展示販売できたことは、感無量の一言です。期間中以外も商品を取り扱っていただけるようになり、より多くのお客様に商品を知っていただく機会が増えたのは、当社にとって非常にプラスになっています。このプロジェクトをきっかけに、香辛子を活用した新商品をさらに世に出していきたいと考えています。実は、既にプロジェクトに参加していた他社と共同で、新商品を開発する計画を進めており、今から非常にワクワクしています。

Q. 他の事業者にも支援機関の活用を勧めてみたいと思いますか

是非勧めてみたいですが、何か新しい取り組みを始める際は事業者自身の熱意が何より重要で、支援機関と腰を据えて付き合っていく覚悟が事業者には必要ではないでしょうか。支援機関をどのように活用していくかも事業者次第で、熱意のある方はざっくばらんに事業相談してみるのも良いかと思います。

本会では組合だけでなく、組合員企業等の個社支援も行っています。「こんな新しい商品やサービスを作りたい」等、お悩みがございましたら是非ご相談ください。



地域経済の活性化と中小企業・小規模事業者の成長・持続的発展のための要望書を提出

令和3年7月30日(金)に自民党神奈川県支部連合会、令和3年8月6日(火)に公明党神奈川県本部に本会をはじめとする県内中小企業経済5団体(神奈川県中小企業団体中央会、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県商店街振興組合連合会、公益社団法人商連かながわ)で、中小企業・小規模事業者支援策の拡充強化及び地域経済活性化対策について共同で作成した要望書を県内選出国會議員に提出しました。

本会からは森洋会長が出席し、5団体を代表して、県商工会議所連合会の上野孝会頭から、自民党県連の酒井学県支部連合会会長代行並びに公明党上田勇県本部代表に要請書を提出しました。

要望内容は次のとおりです。

【要望事項】

- 1 コロナ禍の影響による経営難が継続する事業者の支援
- 2 ポストコロナに対応する事業者への支援の実施
- 3 最低賃金の現行水準の維持と制度の抜本的見直し
- 4 キャッシュレス決済の推進
- 5 商店街の防犯カメラ等の整備に対する支援の実施
- 6 少額随意契約の適用限度額の大幅な引上げ
- 7 円滑な事業承継の推進
- 8 SDGs に対する積極的支援
- 9 広域ネットワーク(幹線道路網や鉄道網)の整備促進と激甚化・頻発化する災害への対応の強化
- 10 経営指導員が担う商工会・商工会議所の相談体制等の強化



自民党県連に要望書を提出する様子



公明党神奈川県本部に要望書を提出する様子

本会主催セミナー

「中小企業にとってのSDGsとEA21」 ～SDGsの初歩とEA21との連動～ 開催のお知らせ



2030年に向けて世界的なテーマとなった“SDGs”。SDGs 達成に向けて、環境省も環境マネジメントシステムとしてエコアクション21と紐づけています。しかしその連動についてはまだまだ事例も少なく、理解も進んでいません。

そこで、本セミナーではSDGsの初歩を説明し、エコアクション21との連動を事例として発表いたします。是非、取り組みのきっかけづくりとしてご参加ください。

【開催概要】

開催日時：令和3年**11月9日(火)13:30～16:30**

開催場所：神奈川中小企業センター14階「多目的ホール」(横浜市中区尾上町5-80)
J R 京浜東北線 関内駅北口から徒歩約5分

定 員：40名(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため人数制限しています)

開催内容：【1】講演会「コロナ禍でますます注目のSDGsとは」

講 師：中小企業診断士／中小企業 SDGs 経営コンサルタント 日景 聡 氏

【2】事例発表「我が社のエコアクション21とSDGsの紐づけ」

事例発表企業：伸光写真サービス株式会社

株式会社オオスミ

向洋電機土木株式会社

【3】パネルディスカッション「中小企業にとってのSDGsとエコアクション21」

講 師、事例発表者(3社)、エコアクション21地域事務局かながわ

【申込方法】

下記ホームページにてご確認ください

<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/archives/9393>

申込締切：11月2日(火)

【お問合せ先】

本会 情報調査部 川崎・内田
TEL: 045-633-5134

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士・税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第49回



社会保険労務士法人このは
社会保険労務士
益子英之先生

Q. 新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいます。それに伴う会社の対応と留意点を教えてください

A.

ワクチン接種に関しては、令和2年12月に予防接種法が改正されて、市町村長は対象者に対して接種勧奨をすることとされ、対象者は原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されました(同法8条、9条)。このワクチン接種は、政府の計画では令和3年2月17日から令和4年2月28日までの間に行うこととされています。

会社が従業員に対して接種の勧奨すること自体に問題はないのですが、接種にあたっては、最終的には個人の判断で接種されるものとされています。予防接種不適当者^(※1)や予防接種要注意者^(※2)とされている者へ接種強制の禁止はもちろんのこと、様々な事情(病気や不妊治療等)や自身の判断で接種しないことを選択する者の意思を尊重する必要があります。「受けない理由」をしつこく尋ねることや、接種を拒否している者に執拗に接種勧奨をすることはプライバシー侵害やハラスメントになりかねませんので行わないようにしましょう。

接種にかかる副反応によって健康被害が出た場合、その損害賠償責任は、原則として市町村が負担することになっています(予防接種法15条～16条の健康被害救済制度)。しかしながら、会社が予防接種不適当者や予防接種要注意者とされる者について接種勧奨を行い、その結果健康被害が生じた場合には、会社にもその責任を問われる可能性はあります。

また、接種の勧奨に応じないことを理由とした不利益な取り扱い(解雇、減給、配置転換、異動など)や、面接で接種の有無を聞くこと、接種していることを採用条件とすることは適切な対応ではありませんのでやめましょう。

ワクチン接種にあたっては、接種をする日や時間、また接種後に体調を崩した場合等に付与する特別の休暇、いわゆる「ワクチン休暇」を設ける会社も多いと思います。ワクチン休暇は、法令上の義務ではありませんが、従業員が安心して働けることを目的とした福利厚生の一環になりますので前向きに検討して頂きたいと思います。

接種時、および接種後に副反応が出た場合の会社の対応としては以下の視点でルール作りを検討していきましょう。

①対象者および対象日

ワクチン休暇を取得できる対象者は、全従業員とするか、一定の従業員に限定するかについても、会社の裁量に任せられる点ですが、昨今の同一労働同一賃金の観点から慎重な対応が求められます。また、休暇対象日は従業員本人に限定したものにするか、家族への付き添いや看病の場合も含むかどうかを検討

討します。

②接種時間の取り扱い

- ・休暇は「日単位」か「時間単位」か
- ・就業中のワクチン接種時間については勤務したものとみなすか(終業時刻の繰下げなし)
- ・ワクチン接種の時間分は、終業時刻の繰下げを行うか

③給与の取り扱い

- ・有給扱いにするか(年次有給休暇や特別休暇など)
- ・無給扱いにするか(欠勤扱い)

また、コロナ休暇を取得する場合、事前に休暇申請をしてもらうことや、かかりつけ医などで自ら接種をした場合に接種したことの報告をさせるかどうかについても決めて事前に周知しておきます。接種後に副反応が出た場合には、会社は安全配慮義務の面からも速やかに報告をしてもらい、無理して労働をさせてしまうことがないようにしましょう。接種後の数日間は、特別な予定は入れないようにしたり、体調を崩して就労できなくなった場合を想定した業務シフトを組んでおくとういでしょう。

※1 予防接種不適当者

予診の結果、異常が認められ、以下の接種不適当者に該当する疑いのある者と判断されるものに対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること

- (ア) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことがある者で本予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (イ) 明らかに発熱を呈している者
- (ウ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (エ) 本予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (オ) 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

※2 予防接種要注意者

本予防接種の判断を行うに際して注意を要する以下の者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。また、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応をとること。なお、基礎疾患を有する者等については十分な予診を行い、基礎疾患の状況が悪化している場合や全身状態が悪い者等については、接種の延期も含め、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要があること。

- (ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (ウ) 過去にけいれんの既往のある者
- (エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (カ) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴムが含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和3年

11月10日(水)

新たに「zoom」による
相談ができるように
なりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

製造業

食

パン 売上は組合員により異なるが、今期は給食休止もあり、全体としてはやや減少傾向。雇用人数は給食日数減が関係し、減少傾向。テパート催事回数等、回復傾向だが、一昨年以前と比べると程遠い状況。

酒造 令和3年7月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比85.85%と下回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比75.81%と下回り、合計で対前年比84.53%と前年を下回る結果となった。

料

ひもの 8月に入り、感染者数の急増、病床逼迫等コロナウイルス感染問題は一段と深刻さを増しているが、当業界はそれ以外にも原料不足という問題にも直面している。

製麺 祝日の変更により各社夏季休業の日程が組みづらく、例年よりも長期のところから、短期のところ、変更前の祝日に合わせたところ、等バラバラだった。そのためか夏季休業明けの仕事量は多かったが、月末には収束してしまった。

品

木
木
製
材
品

家具 7月の住宅着工戸数は、77,182戸(前年同月比+9.9%)と5か月連続でプラス。底打ち感が本物になった。一方、木材の価格上昇と品不足が懸念されている。米国発の価格上昇「ウッドショック」により、家具業界でも、一部の必要な資材不足、原価上昇が懸念される。

印

製本 連休による需要の増加もなく、昨年にも増して厳しい月だった。人流の増加も印刷物の増加には繋がらず、再び発令された緊急事態宣言による更なる冷え込みが予想される。

刷

印刷 日本製紙連合会発表の2021年7月の紙・板紙需給速報によると、紙・板紙の国内出荷は前年同月比6.0%増で4か月連続の増加となった。用途別では、グラフィック用紙が6.7%増で4か月連続の増加、パッケージング用紙は6.1%増で5か月連続の増加となっている。

化
学
・
ゴ
ム

石油製品 ある組合員企業から、「当社では、数年前からTPM活動を続けており、職場ごとにグループミーティングの実施要領や内容について改善を続けていた。最近では、各職場間のコミュニケーションについての改善が進み、従業員の励みになっている。」との情報が寄せられた。

土
窯
石
製
業
品

砕石 前年は大型物件の工事があり、生コンクリートの出荷が多かったため、骨材の出荷が増したが、今年はその分減少した。

鉄

工業塗装 板金・切削から受注した大型一括案件があり、売上は増加している。この案件は本年10月以降で終了である。しかし、従来からの塗装案件はコロナ禍以前と比べて20%減少している。

鋼

工業団地（相模原市） 世界的な半導体不足及び東南アジアのコロナウイルス感染拡大により、自動車部品工場の稼働率低下により、部品不足が生じ、国内自動車メーカーは生産調整実施を予定している。

工業団地（相模原市） 潜在的受注(需要)はあるものの、海外調達部品の納入状況により、生産調整が行われる。

金

工業団地（伊勢原市） 前年よりは改善傾向にあるが、前前年(コロナ禍以前)よりは下回っており、令和3年度の推移が気になる。引き続き、景気回復が進むか心配だが、一部業種については改善が見られる。

属

金属製品 売上・受注が増えている企業とコロナウイルスの影響で現状維持の企業がある。

輸
送
機
器

指定業者（船舶） 7月の一般鋼船の輸出船契約実績は前年同月比75%増の82万総トンで7か月連続増、手持ち工事は前月比6万総トン増の1,813万総トンで8か月連続で増加。

そ

工業中心の複合業種（川崎市） 夏休み明けから徐々に受注は増えてきているが、いずれも短納期の物が多く、また、材料の高騰で収益は一向に好転とならない。

の

工業中心の複合業種（川崎市） 発注問い合わせ件数が多くなった。団地内の従業員にコロナウイルスの感染者が発生した企業は、操業度が落ちる。

の

工業中心の複合業種（厚木市） 世界的に設備投資が回復傾向。国内、海外向け共に前年比増。半導体関連の動きが活発化し上向き見込みが持てる。

製

造

業

景況天気図
(前年比)

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	 -35.1%	 -13.0%	 1.4%	 -20.3%	 -48.6%	 -37.8%	 -19.0%	 -16.2%	 -47.3%
製造業	 -28.6%	 -4.8%	 4.8%	 -9.5%	 -52.4%	 -28.6%	 -19.0%	 -23.8%	 -42.9%
非製造業	 -37.7%	 -20.0%	 0.0%	 -24.5%	 -47.2%	 -41.5%	—	 -13.2%	 -49.1%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。

 快晴 30以上
 晴れ 10~30未満
 くもり 10未満
 雨 -10超~-30未満
 雪 -30以上

※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸 売上は変わらず、3割の減少が続いているようである。オリンピックやお盆の影響はあまりなく、外出自粛による巣ごもり需要もなかったようである。
	卸団地 売上については、ようやく前年同月比で不変となったが、コロナ禍以前と比較した場合、減収している状況。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。大幅減収の企業においては、緊急特別融資で資金繰りを保っている状況。
	料理材料卸 緊急事態宣言の影響で状況は変わらず。
売	リサイクル 日本の段ボール輸出価格は今年1～5月まではインドネシア向け、5～6月は韓国向け、6月中旬から8月上旬までは台湾向けが価格を牽引してきた。しかし、東南アジアにおけるコロナ感染拡大により各メーカーは稼働減を強いられており、且つ内外の需要減により製品及び原料在庫が増加、購買意欲が大幅に低下している。
	リサイクル 古紙市況はダンボール古紙の需要は国内外で需要の拡大が継続しており、特に東南アジア向けの輸出について安定が見込まれている。鉄スクラップ市況は軟調な動きが継続しているが、秋以降は国内共に鉄源需要の拡大が見込まれてきており、海外市場の引き合いの動向が注目される。
	菓子 猛暑により和菓子業界の売上が振るわない。
小	新聞 9月はもともと折込広告が減少する月であり、それに緊急事態宣言による経済活動の低下が折込広告減少に拍車をかけている。新聞販売店の経営難は一層深刻さを増している。
	食肉 中元・贈答品の注文等により若干売上が伸びた。
	青果 8月は台風の接近、記録的な長雨、局地的な豪雨、高温障害等により、青果物全般にわたり、品質低下、品薄となり、果菜類を中心に相場は高騰した。コロナウイルス感染拡大が進み、感染防止対策を徹底していても、身近に迫り、特に人員の余裕のない零細小売店の経営はますます窮地に立たされている状況である。
売	化粧品 長引く新型コロナウイルスの影響でわかれわかれ小売店も厳しい状況だが、メーカーもかなり厳しい状況で支店を閉鎖したりして、経営の合理化を図っている状態。
	電化製品 緊急事態宣言の延長があり、秋口に予定していた取引会社開催の合同展示会、商品研修会等もほぼ中止となった。秋冬商戦も地道な訪問活動、DM等を感染防止に十分気を付けて行う必要があり、コロナ抗原検査キット等、お店からの関心も高まっている。
	燃料 8月に入り、新型コロナウイルスの感染拡大による景気減速の観測などで原油価格の軟調な推移が目立っている。これにより、元売会社の仕切価格は3週間連続して続落傾向である。ENEOSの仕切動向ではガソリンレギュラーで3円/ℓ下落しており、末端市場価格は一部地域で4～5円/ℓ販売価格が落ち込んでいる状況である。
業	鮮魚 何の影響か全体的に魚価が上がっている。客足は悪く、品揃えが整わなくても済んでしまう日もあり、先が不安である。
	共同店舗 コロナウイルス感染拡大の影響で未収金増加。
	タイヤ販売 国内タイヤメーカー各社は中間決算発表時に21年上期のタイヤ生産実績を公表した。各社ともグローバルで見ると、新型コロナウイルス感染症の大きな影響から脱して対前年比30～40%増の高い数値となった。
商店街	商店街（横須賀市） 8月期全てに緊急事態宣言が出され、感染者も急拡大した中で来街者がさらに減少し、非常に厳しい状況が続いている。緊急事態宣言が9月12日まで再延長となり、延期したイベントは10月以降に再延期する。
	商店街（横浜市） 緊急事態宣言の延長がいつまで続くのか、飲食店の一部が持ちこたえられない状況。終息にはどうすればよいか途方に暮れている。
商店街	商店街（藤沢市） コロナ禍の外出自粛要請のため、生鮮食品や日用品はまとめ買いする傾向にあり、全体では厳しさが増している。支援策の一つとして、期待の「神奈川県商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金募集」ははまだ開始されず、商店街の要望が届いていない、感染症対策は商店街に任せ、商品券支援事業は緊急事態宣言下でも行えるようにしていただきたい。
	商店街（川崎市） 8月も相変わらずコロナウイルスによる緊急事態宣言の発令で飲食店は更に厳しくなっている。厳しい中でも3店舗の新規出店があり、全て飲食店である。
サ	温泉旅館 再びの緊急事態宣言発令から、時短営業、酒類提供停止等により売上に大きく影響が生じた。お盆期間も例年の忙しさはなかった。
	医療業 病院は緊急事態宣言の下、県の要請を受け、コロナ病床増床、ワクチン接種の土日実施、発熱外来の拡大(増患)など、OBOGの医療従事者を動員し、これまでにないコロナ患者受入を進めている。
	ファイナンシャルプランナー オンライン相談予約サイトの構築を企画中である。従来のFP相談が面談による相談が中心であったが、オンライン相談への転換をするため、新しい企画を順次進めている。
ビ	情報サービス業 販売価格、雇用人員は社毎にばらつきあり。新卒新入社員のプロジェクトへの配属はできたが、無償OJTとなった。なお、勤務は在宅で、年度末まで続く可能性がある。新人の在宅勤務&OJTは厳しい。特に一人住まいの寮生は食生活も心配なので、十分なケアを要す。
	建築設計 建築業界では、横浜市より5月に公告された小学校6校の建替えプロポーザルのうち、2校の設計事務所が特定され、さらに1件の市営住宅の設計事務所が特定された。
	柔道整復師 新型コロナウイルスのデルタ株による感染拡大があり、ブレークスルー感染が増えてきた。分科会はより一層の外出自粛や活動の制限も視野に入れるべきというが、これ以上の自粛は接客業にとってさらなる打撃となり、死活問題となるものと思われる。
業	警備業 イベント関係の業務がゼロの状態。
	管工事業 民間受注の売上は依然として低迷している。管工事における機材商の景況もコロナウイルス感染症の拡大により、悪化の状況である。一方、公共工事については下半期の発注案件に期待するところである。
	電気工事 従業員増加に伴い、経費が増え、仕量量が減少したため、売上が減少した。
設	空調設備工事 今は工事量が少ない会社も多く、請負金額が下がっている。工事量が変わらない会社、工事量が多くある会社のバラツキが目立つ。9月から材料の値上がりがあり、今以上に厳しくなると思う。
	畳工事 畳材料すべてが値上がりしている。日本製畳表の産地である熊本では、長雨、高温のため、新草畳表の値上がりが予想される。中国製畳表は7月の中国洪水により、畳表生産工場が被害を受け、3～7%の値上がり。建材畳床、畳べりも石油製品の影響を受け、値上がり。こうした状況により、当業界は厳しい状況にある。
	建具 緊急事態宣言やウッドショックによる仕事の減少や延期等が今後見込まれそうである。
運	道路貨物 海上コンテナについては、海外でコンテナが滞っている模様。
	道路貨物 年度初めには復調の兆しが見えていたが、緊急事態宣言の再発出に伴い、輸出货量が減少しており、求車率は昨年度比で30%増えているが、一昨年度比で15%減となっている。輸出入貨物や宅配物を扱っている大手事業者は国内物流の減少を輸出入貨物で補っているが、多くの国内貨物を主とする中小企業者は数量の低下、運賃の低下、燃料高騰により収益力が悪化している。
	歯科技工 毎年8月は夏季休暇があり、平均月より売上は減少する。前年同月比売上増だが、経営は苦しい。収益状況が好転することを願う。
造他	不動産 長引くコロナウイルスの影響から、賃貸需要の激減による仲介件数に基づく売上高に大きな減少が見られるとともに、賃貸管理においては、賃料の遅延・滞納が時間を追うごとに増えている。



新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について

本会は黒岩祐治神奈川県知事及び川口達三神奈川県労働局長より、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について協力要請を受けました。

本県の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、大変厳しい状況にあり、今後、雇用情勢の回復の遅れが見込まれるとともに、業種によってはさらに悪化することが強く懸念されます。要請文では、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持並びに新規卒卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高齢者等の雇用機会の確保等について、下記の通り本会の会員・組合員企業への周知の協力要請がなされています。

【要請の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について
 新規卒卒者の採用活動の継続について
 就職氷河期世代への支援について
 若年者、障がい者、女性及び高齢者の雇用機会の確保について
 就職に困難を抱える者等の働きやすい職場環境の整備等について
 新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

【要請の詳細】

- ・ポストコロナ時代に向けた事業の継続と人材の確保のためにも、雇用調整助成金や、企業に在籍したまま出向することを支援するための産業雇用安定助成金等、国・県の支援等を積極的に御活用いただき、従業員の雇用を最大限維持
- ・県内の産業を支える若者が、社会により良い第一歩を力強く、希望を持って踏み出していくことができるよう、中長期的な観点から、高等学校及び大学等卒業予定者の採用を行うこと
- ・バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の積極的な採用を行うこと
- ・将来を担う若年者が安心して働き続けることができるよう、「ユースエール認定企業」制度の活用等による正社員としての雇用機会の確保とあわせて、キャリアアップ助成金の活用等により、不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転換・待遇改善について、より一層の取り組みを行うこと
- ・障がい者の雇用促進について、法定雇用率の達成に向けて尽力し、障がい者の雇用機会の確保や離職防止・職場定着に向けて引き続き適切な配慮を行うこと
- ・正社員としての雇用機会の確保、現在雇用している非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善とともに、不妊治療や出産・育児、介護等をしながらも仕事との両立ができるよう、女性が働きやすい職場環境の整備
- ・高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大等、働く意欲のある高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供
- ・中途退学者、ニートやひきこもり、LGBT、刑務所出所者、外国人労働者等、就職に際して困難を抱える方の働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保やキャリアアップについて、一層の配慮を行うこと
- ・時差通勤の積極的な導入や、年次有給休暇の計画的付与及び時間単位取得制度の導入・活用、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援する企業を認証する「かながわサポートケア企業認証制度」の活用など、総労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の改善にも、より尽力し、ハラスメントのない働きやすい環境づくりを行うこと

※要請文はホームページで全文をご確認いただけます
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/prs/r1333642.html>



神奈川県最低賃金改正のお知らせ

令和3年10月1日(金)から、神奈川県最低賃金は 時間額 1,040円(28円引き上げ)となりました。神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、全ての労働者とその使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間毎に支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

なお、中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金※(令和3年8月から内容を大幅に拡充しています。)等、各種支援策を用意しています。詳しくは下記のお問合せ先までご連絡ください。

※「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を20円以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します

【お問合せ先】 神奈川働き方改革推進支援センター TEL: 0120-910-090 受付時間 平日 9:00~17:00

逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#49 はるみ(米)

全農営農・技術センター(平塚)で開発され、平成27年に県奨励品種に採用された「かながわ生まれ」のお米。「米の食味ランキング(日本穀物検定協会実施)」では、神奈川県産米では初めて最高ランクの「特A」評価を取得した。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

いよいよ食欲の秋が到来しましたね。コロナ禍で体重が増えてしまったので、適度に運動をしつつ、秋の味覚を楽しみたいと思います。

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部 TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

住宅ローン 借り換えで、 こんなにお得に なるなんて！

1つでも当てはまる方は今すぐ相談！

- ☑ 残高 1,000万円以上
- ☑ 残存期間 10年以上
- ☑ 現在の金利が 1.0% 以上
- ☑ 団体信用生命のがんの保障がついてない

借り換えの
お申込みはこちらから



個別相談無料

- 💬 忙しくて銀行に
相談できない
- 💬 まずはメリットが
あるか知りたい

0円

→ メール・電話・面談などご希望に合わせて相談可能です！
→ 簡単シミュレーション作成いたします！

借り換え契約時の年齢が50歳未満の方

がんと診断されたら

住宅ローンの残債が

0円

万が一の時、安心の保障です！

① お問い合わせ先



株式会社バリュー・エージェント
(旧社名:株式会社神奈川保険グループ)

📍 〒232-0016 神奈川県横浜市南区宮元町1-21-15

☎ 045-716-0002 📠 045-716-0005

✉ kanagawa_honbu@vagt.jp



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが
増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)